

(別表 1)
事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

はじめに山縣市地域防災計画に基づき、山縣市の災害特性や防災上の特性を「自然的要因」、「社会的要因」の二つの観点から示すとともに、地域において考慮すべき災害リスクの全体像について説明する。

①自然的要因

(1) 位置及び地勢

本市は、岐阜市の北側に隣接し、総面積は221.98km²を有し、南北方向25km、東西14kmの範囲に広がり、南は岐阜市、東は岐阜市及び関市、西は本巣市、北は関市とそれぞれ接している。

地勢は山地丘陵部が多く、北端の日永岳1,216mを最高峰として枝状の山地と長良川支流の武儀川、鳥羽川、伊自良川沿いの平坦地で構成されている。

(2) 気象

本市の気象状況は、一般的に太平洋気候に属し、夏は南寄りの季節風の影響を受け温暖多湿である。

冬期は南部においては、積雪は少ないが、北部は降雪量も80cmに達するなど自然条件はやや厳しいものとなっている。なかでも、旧美山町地区は豪雪地帯対策特別措置法第二条第一項の豪雪地帯に指定されている。

②社会的要因

(1) 人口及び世帯数

令和7年11月1日時点の本市の総人口は24,435人である。平成7年までは増加を続けていたが、平成12年以降は減少に転じ、ここ5年間で比較すると3,000人余り人口が減少している。

一方、世帯数は10,909世帯で現状維持であるものの、核家族化の進行により一世帯当たりの人員は減少している。

(2) 産業

就業人口の全体数は、年々減少している。そのうち、第1次産業の就業者数に占める割合の変動は少なく、第2次産業の割合は減少傾向、第3次産業の割合は増加傾向にある。

製造業は、事業所数・従業者数とも減少傾向にあり、製品出荷額は近年減少に転じている。業種別では、食料品、家具装備品、プラスチック、衣服、木材木製品、金属、一般機械器具などの製造品出荷額が多くなっている。

商業は、商店数はほぼ横ばい、従業者数は増加しているものの、年間販売額は近年減少に転じている。

本市の主な観光レクリエーションの資源は、自然環境では、北部に広がる広大な森林や伊自良湖、溪流などの水が挙げられ、主な施設としては、四国山香りの森公園、グリーンプラザみやま、ふれあいバザール、てんこもり、3か所のゴルフ場などがある。



③ 交通

本市の道路状況は、南北方向が岐阜市と本市をつなぐ国道256号及び主要地方道岐阜美山線、東西方向は関市、本巣市と本市をつなぐ国道418号及び主要地方道関本巣線等が縦横に通じ、広域連絡や市域内連絡のための重要な幹線道路となっている。

また、東海環状自動車道の山県インターチェンジが令和2年3月20日に開通した後、令和7年8月30日には本巣 IC から大野神戸 IC が開通し、県内すべての IC が開通したことにより、県内全域へのアクセスや関西方面からのアクセスが向上。今後、広域交通拠点として地域経済の活性化や、災害時に安定した輸送ルートの確保が期待され、本市の発展にとって重要な役割を果たすものと考えられる。

③災害リスク

本市においては、風水害による災害は台風、豪雨によるものを除いては大規模なものはなく、将来予想される災害の状況は、おおむね次のとおりである。

(1) 水害

水害は、本市の地勢的条件から中小河川の堤防、護岸の決壊、いっ水等による家屋の浸水、田・畑の冠水日時の長期化が予想される。

当市の洪水ハザードマップによると、鳥羽川流域、伊自良川・武儀川流域に河川氾濫の危険があり、特に濃尾地震により陥没したとされる深瀬地域においては、最大浸水高が5.0mに及ぶと予想されているほか、旧伊自良村南部地域においても、最大3.0mの浸水が予想されている。

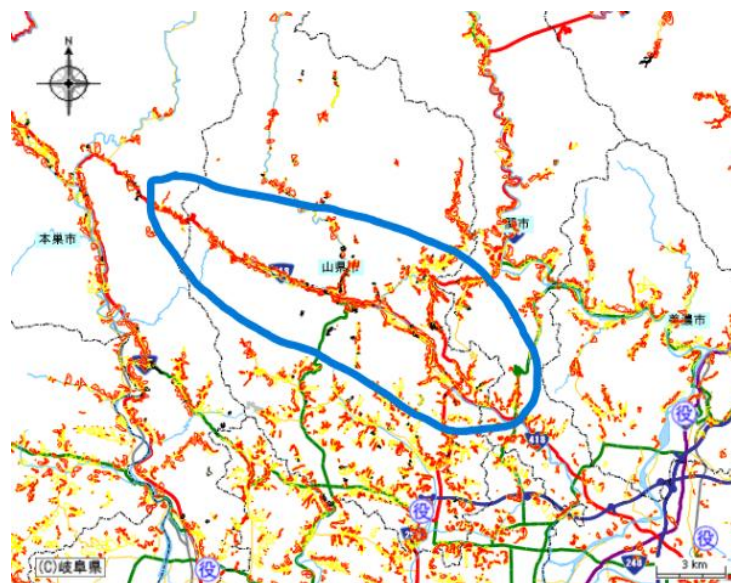
(2) 土砂災害

土砂災害は、山地丘陵部が多い当市の地勢的条件から急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流や土砂災害特別警戒区域に指定されている区域では大雨、集中豪雨時には警戒を要し、家屋の流埋没あるいは道路の被害等が予想される。

ハザードマップによると危険区域は市内全域において点在し、特に市北部（旧美山町）地域においては山崩れ、がけ崩れ等により交通、通信が途絶し、孤立する地域が予想される。

過去の土砂災害の被害では、昭和51年の9.12豪雨災害時に市内の広範囲で山崩れ、がけ崩れ、道路の寸断など、大きな被害を受けたほか、いっ水、湛水による浸水家屋が続出したことにより、旧高富町では災害救助法の適用を受け、自衛隊の災害派遣を要請して人命救助が行われた。

また、土砂災害危険区域を東西に国道418号線が横断しており、発災時には市内の交通が分断する危険がある。



(県域統合型 GIS ぎふ：ぎふ山の危険箇所マップより引用加工)

(3) 風 害

台風のみによる直接の被害は、沿海地帯に比較し少ないが、伊勢湾台風、第2室戸台風のような大型台風の襲来によっては、相当の被害発生が予想される。

過去の大型台風による被害では、昭和34年の伊勢湾台風において、全・半壊家屋が212戸、床上・床下浸水199戸、昭和36年の第2室戸台風では全・半壊家屋が89戸、床上・床下浸水8戸、直近では、昭和51年の9.12豪雨災害時に2,581戸の全半壊・床上下浸水の被害が発生した。

(4) 雪 害

積雪そのものによる被害は近年少ないものの、令和7年2月には大雪による倒木により、山県市美山地区の県道（神崎高富線）が通行止めとなり、一時的に5世帯7人が孤立する雪害が発生。近年のモータリゼーションの時代にあつて、道路交通の実情から、積雪による路面の冠雪あるいは、凍結による交通災害等の二次的な被害の発生が予想される。また、市北部（旧美山町）地域は豪雪地帯対策特別措置法に基づき豪雪地帯に指定され、降雪量が80cmに達するなど、自然条件は厳しく、積雪、なだれ等により交通、通信が途絶し孤立する地域が予想される。岐阜県孤立集落対策指針には、市北部の28集落が孤立集落として登録されている。

(5) 震 災

本市においては、明治24年に発生した濃尾地震により、284人の死者、875人の負傷者及び4,196戸に及ぶ建物の全・半壊の被害がでた。この地震の際に形成された地震断層（活断層）が、松尾地内庄司ヶ谷から大森地内腰切坂に及んでおり、この断層が動いた場合、大きな被害の発生が予想される。

県内主要断層帯における内陸直下地震を想定した岐阜県の「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査」によると、揖斐川・武儀川（濃尾）断層帯地震発生時に予測される被害として、本市は最大震度7の地震が発生し、液状化発生の可能性も高く、被害家屋に至っては11,000棟以上が全半壊すると予想されている。

また、海溝型地震である南海トラフの巨大地震を想定した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」によると、最大震度6弱の地震が発生し、液状化発生の可能性も高いと予想され、被害家屋は2,687棟が全・半壊すると予想されている。

いずれの地震においても市南部地域の震度が強く、液状化発生の可能性も高いと予想され、特に濃尾地震により陥没したとされる深瀬地域は大きな被害の発生が予想される。

内陸直下地震想定震源



断層の位置図

| | 建物被害（棟） | | 人的被害（人） | | 避難者 （人） |
|----------------------------------|---------|-------|---------|-------|------------|
| | 全壊 | 半壊 | 死者 | 負傷者 | |
| 南海トラフ （M5.8、最大震度6弱） | 726 | 1,961 | 7 | 231 | 2,358 |
| 揖斐川－武儀川（濃尾）断層帯 （M6.7、最大震度7） | 6,123 | 4,899 | 121 | 2,094 | 10,760 |
| 長良川上流断層帯（北側震源） （M6.1、最大震度6強） | 783 | 2,618 | 35 | 553 | 2,620 |
| 長良川上流断層帯（南側震源） （M5.7、最大震度6弱） | 41 | 566 | 2 | 113 | 411 |
| 屏風山・恵那山及び猿投山断層帯 （M5.2、最大震度5強） | 0 | 127 | 0 | 24 | 81 |
| 阿寺断層系 （M5.4、最大震度5強） | 3 | 188 | 0 | 35 | 123 |
| 高山・大原断層帯 （M5.1、最大震度5強） | 0 | 6 | 0 | 1 | 4 |

※被害数は、想定される最悪の数値を抽出

【出典：「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査結果(H25.2)」 「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果(H31.2)」】

(6) 原子力

令和7年3月の岐阜県防災会議で発表された岐阜県の放射性物質拡散シミュレーション結果によれば、強い冬型の気圧配置で10m/s以上の西北西の風があるなか、敦賀発電所において平成23年3月の福島第一原子力発電所事故と同様の放射性物質の放出が発生し、同時に時間6mm以上の降雨が重なった場合、地表に年間20ミリシーベルトを超える放射性物質（セシウム等）が沈着する地域が、市内の一部に推測される。

(7) 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

（災害リスク等の出典：岐阜県地域防災計画・山県市地域防災計画）

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 1,186人
- ・小規模事業者数 1,000人

岐阜県山県市の産業構造は、第二次産業（製造業）が経済の根幹を担っている点に特徴があります。特に、水栓バルブ関連製造業は市の地場産業として突出しており、その製造品出荷額は全国トップクラスのシェアを誇ります。この製造業が地域経済の売上高の約6割、就業人口の約5割を占めます。

一方で、第三次産業（商業・サービス業）は、就業者数で見ると最も大きな割合（約50%）を占めていますが、商業活動は主に生活に密着した小規模な店舗が中心であり、大規模な購買力は近隣の岐阜市などへ流出する傾向があります。

また、第一次産業（農林水産業）では、採卵鶏などの畜産業が行われていますが、高齢化や後継者不足による課題を抱えています。

以上のことから山県市の経済は、この水栓バルブ製造業の安定的な発展に大きく依存している構造であり、発災時における製品の安定供給が必要不可欠となります。

| 業 種 | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考 (立地状況等) |
|-------------------|-------|---------|---------------|
| 農林漁業 | 29 | 28 | 美山・伊自良地区に多い |
| 鉱業，採石業，砂利採取業 | 1 | 1 | 同上 |
| 建設業 | 235 | 231 | 同上 |
| 製造業 | 328 | 284 | 美山地区に多い |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 2 | 2 | 市内広く分布 |
| 情報通信業 | 5 | 5 | 同上 |
| 運輸業，郵便業 | 23 | 20 | 同上 |
| 卸売業，小売業 | 240 | 173 | 高富地区に多い |
| 金融業，保険業 | 9 | 6 | 同上 |
| 不動産業，物品賃貸業 | 20 | 19 | 同上 |
| 学術研究，専門・技術サービス業 | 35 | 29 | 同上 |
| 宿泊業，飲食サービス業 | 83 | 55 | 同上 |
| 生活関連サービス業，娯楽業 | 85 | 74 | 市内広く分布 |
| 教育，学習支援業 | 29 | 26 | 同上 |
| 医療，福祉 | 15 | 13 | 同上 |
| 複合サービス事業 | 8 | 7 | 高富地区に多い |
| サービス業（他に分類されないもの） | 39 | 27 | 市内広く分布 |
| 合 計 | 1,186 | 1,000 | |

(出典：令和3年経済センサス)

| 産業分類 | 経済規模（製造品出荷額等） | 就業者数（雇用） | 特筆事項 |
|---------------------|---------------|------------|--|
| 第一次産業 (農林水産業) | 低い | 低い | 採卵鶏（畜産）が県内有数。林業も古くから営まれるが、高齢化・後継者不足が課題。 |
| 第二次産業 (製造業・建設業) | 約60%（高い） | 約50%（高い） | 水栓バルブ製造が核。地域経済の牽引役であり、高い生産性を維持。 |
| 第三次産業 (商業・サービス業) | やや低い | 最も高い（約50%） | 商業施設は小規模なものが中心。就業者数では最大だが、経済規模への貢献は製造業に次ぐ。 |

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・山縣市地域防災計画の策定（令和7年2月改訂）
- ・山縣市国土強靱化計画（第2期）の策定（令和7年3月改訂）
- ・消防防災フェスタ（年1回実施）
- ・山縣市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（平成26年8月策定）
- ・防災備品の備蓄

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国・県の施策の周知（商工会窓口でのチラシ設置・商工会広報及び巡回訪問時の説明等により周知/通年）
- ・山県市商工会BCPを策定（令和3年2月）
- ・専門家による事業継続力強化計画策定個別支援（通年）
- ・BCPセミナーの開催（事業者及び職員向け/毎年）
- ・ビジネスコミュニティ型補助金を活用し、青年部・女性部が被災地域の視察（令和7年11月）と集団セミナーを実施（令和8年1月）
- ・商工会ビジネス総合保険制度の普及による事業者リスク低減化支援（事業者/通年）

II 課題

1) 事業者の経営環境

- ・管内事業者のうち、既にBCPを策定している事業者は少なく、その事業者は製造業の一部に限られ、小規模事業者のほとんどは策定していない現状にある。したがって、事業者BCPの策定に関する市全体の取組状況は、まだまだ普及・啓発段階にあり、事業者独自の策定の動きやこれらを支援する取組も本格化していないのが実態である。
- ・感染症対策においては、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

2) 当市の立地条件

- ・当市は南北に長く、同じ市内でも気象環境が大きく異なり、それに付随して災害リスクが大きく異なってくる事が特徴となる。したがって、個社に合わせたハンズオンによる事業者BCP策定と、その実効支援が必要である。

3) 当会の支援体制

- ・当会として、事業継続力強化支援を進めるにあたり、自然災害や新型コロナウイルスの影響を軽減するための取組や事業者BCPの策定に関する支援スキル習得に課題があり、専門知識やノウハウを持つ専門家等との連携が必要である。

4) 当会の運営状況

- ・当会では、自然災害や新型コロナウイルス等の緊急時に備え、事業継続計画（BCP）を策定している。発災時の初動対応や復旧支援をより円滑に実施するため、計画の実効性向上および関係機関との連携強化を継続的に図る必要がある。

5) 当市と当会の連携

- ・発災時の具体的な連絡体制や復旧支援にかかる連携体制が構築されていない。

III 目標

上記のような現状、課題を踏まえ、小規模事業者の自然災害や新型コロナウイルス等への事前の備え、事後のいち早い復旧を支援するため、当会と当市が連携しながら小規模事業者の防災・減災対策について支援を強化することを目的に小規模事業者が事業を継続していくための経営力向上を進め、小規模事業者への防災・経営支援を伴走して取り組んでいく。

そうした中、今後の大規模災害等の発生した場合を見据えての振興のあり方を踏まえ、事業資産の損害を最小限にとどめつつ事業の継続あるいは早期復旧を可能とする目標として下記のような取り組みを強化し実行していく。

1) 事業者へのBCP普及支援

- ・地区内小規模事業者に対して、巡回指導や普及啓発セミナーの開催等により、自然災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、事前対策の必要性を認識した事業者が具体的な取組に進めることができるよう、事業者BCP策定セミナー開催等を通じて、事業者BCP等作成にかかる支援を実施する。あわせて、事業者BCP等作成後には、取組状況の確認等のフォローアップを行う。

(目標件数)

- ◇ 事業継続力強化支援 巡回指導件数 年： 60 件
- ◇ 事業者BCP策定セミナーの開催 年： 1 回

2) 事業者へのBCP作成支援

- ・会社の立地環境により備えるべきリスクが大きく異なるため、備えるべきリスクを明確にさせ、それに備える事業者BCPの策定を支援するとともに、有事に際しての事業継続力の強化に向けた支援を実施する。

(目標件数)

- ◇ 事業者BCP作成支援事業者数 年： 9 事業者
- ◇ 事業者BCP作成事業者数 年： 3 事業者

3) 当会の支援体制

- ・事業継続力強化支援を実施するにあたって必要となる防災・減災対策に関する知識やノウハウを得るために、他団体が主催するものも含めたBCPに関するセミナー等へ積極的に参加して経営支援員のスキルアップを図る。あわせて、当会内で定期開催している勉強会において支援ノウハウ等を共有し、当会全体の資質向上を図ることにより支援体制を充実させる。

(目標件数)

- ◇ 職員勉強会 年： 1 回

4) 当会の運営状況

- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、BCPを継続的に改善し、組織としての対応力と関係機関との連携力を高め、緊急時に確実に機能する体制を構築する。

(目標件数)

- ◇ 本会BCPの定期的なブラッシュアップ 年： 1 回

5) 当市と当会の連携

- ・自然災害・感染症などにおいても連携による盤石な事業継続支援ができる体制を整備する。

(目標件数)

- ◇ 当市との連絡調整会議 年： 1 回

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

令和7年2月に改訂された「山県市地域防災計画」や平成26年8月に制定された「山県市新型インフルエンザ等対策行動計画」で掲げられているとおり、当会の防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

(周知啓発)

- ・巡回指導時に、ハザードマップや中小企業庁の事業継続力強化計画事業者向けリーフレット等を用いながら、事業所立地場所の自然災害時のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・当会広報やホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、不確かな情報に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

(セミナー等の開催)

- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・各支援機関や金融機関等と連携して、小規模事業者に対して防災・減災対策、新型感染症への備えの必要性等を説明し、事業者BCP策定の取組への意識付けを行う。

(事業者BCPの策定支援)

- ・巡回指導やセミナー等を通じて、前向きな小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進について指導及び助言を行う。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 当会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和2年度に事業継続計画（BCP）を策定（令和7年改訂）しており、今後は、この計画を実際に機能するものとして継続的に強化していくことを目的に、計画の実効性向上、組織内の対応力強化、訓練・演習の充実、関係機関との連携強化の4つを柱として取り組みを進める。

3) 関係団体等との連携

- ・連携先の損保会社数社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・当会が経営支援事業を実行していく中で、株式会社十六銀行・株式会社大垣共立銀行・岐阜信用金庫との連携は密接に行っているところであり、普及啓発セミナーの共催やポスター掲

示など広報活動の依頼を行う。

- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・セミナー等に参加した事業者や、巡回指導等で事業者BCPの策定支援を行った事業者の取組状況を確認し、適宜見直しを図るよう指導する。
- ・毎月定期的に行っている当会と当市まちづくり・企業支援課の調整会議において、本計画の進捗状況や取組方針等を共有し、改善点等について適宜見直しをする。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・当市が実施する南海トラフ地震を想定した訓練に参加する。その際には当市と当会の連絡ルートの確認等を行う。

〈2. 発災後の対策〉

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

(自然災害)

- ・発災後、緊急連絡網により速やかに職員の安否確認を行い、職員の出勤可否および出勤可能時間を確認する。
- ・発災後1時間以内を目途に、当市まちづくり・企業支援課と当会との間で、安否確認の結果や大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を共有することとし、連絡方法については、事務所の固定電話または個人の携帯電話とする。

(感染症)

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における新型インフルエンザ等対策本部設置に基づき当会の感染症対策を行う。

〈情報共有の窓口〉

| 団体名 | 連絡窓口 | |
|--------|--------------|-------------|
| | 第1順位 | 第2順位 |
| 山口市 | まちづくり・企業支援課長 | まちづくり推進担当主幹 |
| 山口市商工会 | 事務局長 | 法定経営指導員 |

2) 応急対策の方針決定

(自然災害)

- ・当会事務局長と当市まちづくり・企業支援課長との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、被災後1日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

| | |
|-----------|---|
| 大規模な被害がある | ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、おおきな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 |
| 被害がある | ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、おおきな被害が発生している。 |
| ほぼ被害はない | ・目立った被害の情報がない。 |

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔を目安に被害情報等を共有する。

| 期 間 | 間 隔 |
|---------|------------------------|
| 発災後～1週間 | 1日に3回（10時、13時、16時）共有する |
| 1週間～2週間 | 1日に2回（10時、15時）共有する |
| 2週間～1ヶ月 | 1日に1回（10時）共有する |
| 1ヶ月以降 | 2日に1回共有する |

(感染症)

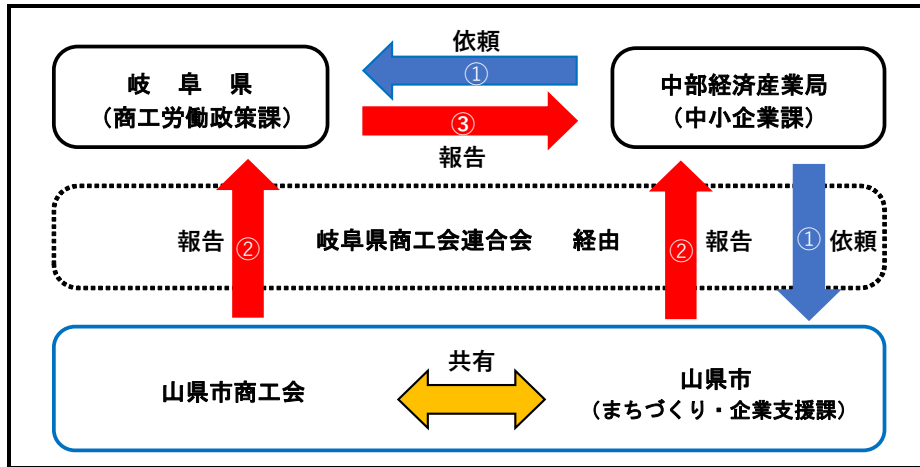
- ・当市で取りまとめた「山県市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

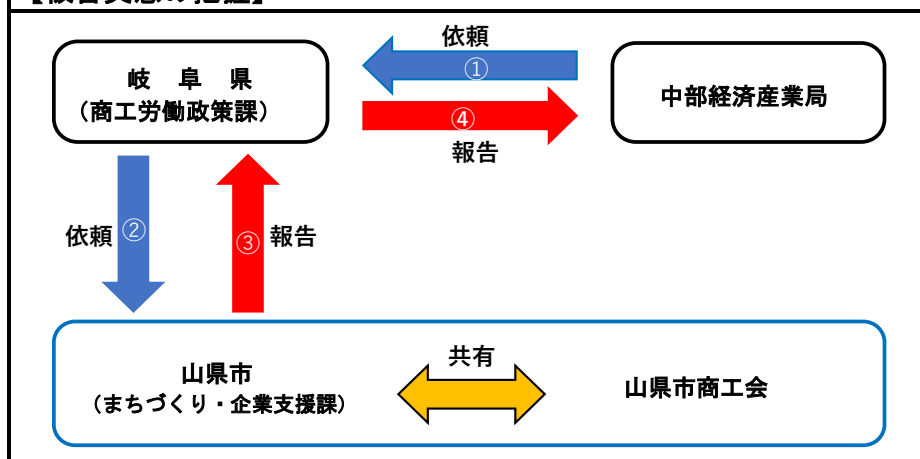
- ・自然災害等発生時に、地区内小規模事業者における被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、発災後5日から1週間を目途に各関係機関（中部経済産業局・岐阜県）へ報告する。

【被害情報の報告の流れ】

【初動対応】



【被害実態の把握】



〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当会は国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

- ・県の方針にしたがって、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表 2)

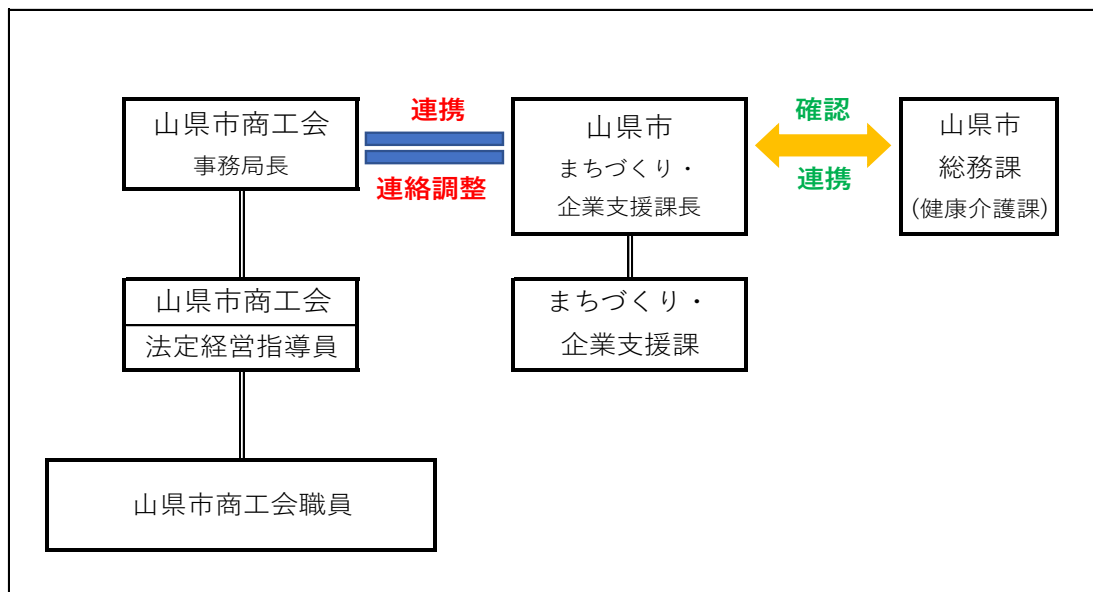
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 8 年 1 月現在)

(1) 実施体制

(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 永田智一 (連絡先は後述 (3) ①参照)

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

① 商工会／商工会議所

山県市商工会

〒501-2105 岐阜県山県市高富2208番地14

T E L : 0581-22-3939 / F A X : 0581-27-2821

E-Mail : yamagata@ml.gifushoko.or.jp

② 関係市町村

山県市 まちづくり・企業支援課

〒501-2192 岐阜県山県市高木1000番地1

T E L : 0581-22-6831(代表) / F A X : 0581-22-2118

E-Mail : machi@city.gifu-yamagata.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

| | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|---|-------|-------|--------|--------|--------|
| 必要な資金の額 | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 |
| セミナー開催費 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 事業者BCP策定支援 専門家派遣費(旅費含む) (年10回分) @33,000 | 330 | 330 | 330 | 330 | 330 |
| パンフ、チラシ作製費 | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法 |
|--------------------|
| 山縣市補助金、会費収入、事業収入 等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| |
|--|
| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名 |
| |
| 連携して実施する事業の内容 |
| |
| 連携して事業を実施する者の役割 |
| |
| 連携体制図等 |
| |